

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しに関するお知らせ（電子公告）

東京カレンダー株式会社（以下「当社」といいます。）は、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、当社が発行する前払式支払手段「コイン（東カレロマンス）」のサービス終了に伴い、下記のとおり未使用残高の払戻しを行いますのでお知らせいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号

東京カレンダー株式会社

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

コイン（東カレロマンス）

3. 払戻しの申出期間

2026年10月6日（火）10時00分 から 2027年1月4日（月）23時59分 まで

※上記の申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されますのでご注意ください。

4. 払戻しの申出方法

アプリ内またはWEBサイトの「お問い合わせフォーム」より、返金希望の旨とあわせて「氏名」「氏名フリガナ」「生年月日」をご入力の上、送信してください。

※送信内容に基づきご本人様確認および未使用残高の確認を行った後、当社より払戻し先銀行口座をお伺いするご案内をご返信いたします。

5. 払戻しの方法

ご指定いただいた銀行口座への振込みにより返金いたします（振込手数料は当社にて負担いたします）。

※申出を受け付け、口座情報等を確認できたお客様より順次全額の払戻しを行います。

6. お問い合わせ先

東京カレンダー株式会社

住所：〒141-0032 東京都品川区大崎1-2-2 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー3F

電話番号：03-5740-5839

2026年10月6日

東京カレンダー株式会社

代表取締役 竹本 陽子